

米国の企業誘致・事業奨励プログラムと 中西部5州のプログラム例

2016年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シカゴ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シカゴ事務所が現地会計事務所 Grant Thornton LLPに作成委託し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびGrant Thornton LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびGrant Thornton LLPに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シカゴ事務所

E-mail：CGO@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

はじめに	1
1. 企業誘致・事業奨励プログラムの種類	2
2. 事例の紹介	5
3. 中西部の州の企業誘致・事業奨励プログラム	7
4. 対米投資関係情報	10
5. 中西部 5 州の関係機関情報	10

米国の企業誘致・事業奨励プログラムと中西部5州のプログラム例

はじめに

米国で事業を開始する、または既存の事業を拡張するときに、経営者が検討する事項の一つとして、事業拠点の選定がある。その際には、顧客、人材、物流、調達など一般的な事項を考慮すると同時に、各候補地において利用できる企業誘致・事業奨励プログラムを理解しておくことが重要である。

日系企業の多くが、州や地方自治体が提供するプログラムを十分に活用していないといわれている。その理由は多々あるが、第一の要因としては、これらのプログラムは、一定の条件を満たした企業に画一的に適用されるものだけではなく、州や地方自治体との交渉によって提供される部分が多いことにあるだろう。また、日系企業にとっては、自治体と積極的に交渉する慣習があまりないことも一因である。

企業によっては、独自で奨励プログラムを申し込み、適用を受けている例もあるが、最大限に利用しきれていない場合が多い。例えば、誘致プログラムを利用するときには、複数の候補地を挙げた時点で各自治体と交渉することが、多額のベネフィットを受けるための鍵となるが、拠点を決めた後に管轄の自治体と交渉したため、付与された控除額などが本来取得できであろう金額に比べてかなり少なかったケースもある。ベネフィットを最大化するには、企業誘致や拡張などによって自治体に与える経済効果を認識させるために、戦略的に交渉することが重要となる。大規模な誘致案件の場合には、自治体側も専門家を雇って対象企業の誘致によるベネフィットをスタディし、企業との交渉に臨むケースもある。

米国には連邦、州、地方自治体レベルで数多くの企業誘致・事業奨励プログラムがあり、適用できる条件も複雑な上、随時変更されるため、最新情報を把握することが非常に困難である。状況にもよるが、自治体と交渉までいくケースでは、それらのプログラムを熟知した専門家に相談することが賢い選択となり得るだろう。奨励プログラム案件に対する専門家の費用は成功報酬である場合が多いため、企業側にとってリスクは低いと考えられる。

本レポートでは代表的なプログラムと事例を紹介することで、今後、日本から米国へ一次進出する、または米国内での拡張、移転、二次進出（多拠点展開）を検討している企業が、プログラムの幅広さと利用価値について理解すべく内容をまとめている。なお、参考として、各州のプログラム例については URL を併記している。

1. 企業誘致・事業奨励プログラムの種類

米国の州レベルでは、40州以上が企業誘致・事業奨励プログラムを設けている。その目的、ベネフィットの享受の仕方、申請方法もさまざまである。

これらのプログラムは、企業に対して、事業の設立、維持、移転、または拡張を対象地域で行うことを奨励したり、地域の環境や住民にベネフィットを与える事業活動を促進する目的でデザインされている。また、ベネフィットは、税額控除、補助金、光熱費の減額などで受けることができる。申請方法は、必要情報の提出や自治体との交渉などとなる。次に、日系企業がよく利用しているプログラムの例を挙げる。

(1) 投資の奨励を目的としたプログラム

数多くの州では企業の設備投資を促進するためのプログラムが設けられている。このプログラムの目的は、企業が特定の固定資産（特に設備機器）へ投資することを促すことである。このプログラムを利用したときの税額控除額は、要件を満たす設備機器等の購入価格に、その州によって定められた一定の率を乗じて算出する州が多い。州によっては、州政府との交渉によりその算出率を引き上げることが可能な場合もある。

(2) 雇用の推進を目的としたプログラム

雇いを推進するための税額控除は連邦レベルにもあるが、州レベルにおいても多様なプログラムが設けられている。州のプログラムの特徴は、企業の新設、事業拡張、または移転による雇用人数の増加を照準にしたプログラムが多い。

このプログラムの適用条件や算出方法は州によってさまざまである。多くの州では、その給与額と雇用人数の基準を設定し、その基準値を超えた部分に対して一定の率を乗じて算出した額を控除額としている。必要条件を満たした雇用に対する税額控除は、一人の雇用に対して上限の控除額を設定している州がほとんどである。また、州か連邦の最低賃金を基準にして控除額を計算する州もあれば、給与額にかかわらず新規の雇用一人に対して、固定額の控除を付与する州もある。さらに、新規の雇用が発生した年に控除を付与する州、新規に雇用した年から数年に渡り控除額を配分する州、1年ごとに計算する州、と多様である。控除が発生した年に使用制限された場合、平均で5年間の繰り越しが可能である。また、税額控除を取得した後に一定期間を満たさず雇用契約が終了したときには、過去に取得した控除を州に返還するように規定されていることが多い。

(3) 試験研究開発の奨励を目的としたプログラム

連邦税法上でも企業が行う試験研究費に対する税額控除があるが、多くの州においても同様のプログラムが設けられている。

ほとんどの州では適格とされる試験研究費の増加分に一定の率を乗じたものか、連邦税法上で計算された控除額に州の規定に従った率を乗じたものを控除額としている。連邦と州では、控除の対象となる、適格とされる試験研究費の定義が異なる場合があるので注意が必要である。また、発生した年に利用制限のために残った控除額の繰り越しは 15 年間可能な州が多い。

(4) 環境保護を目的としたプログラム

連邦税法上と同様に、代替エネルギーの使用に対する税額控除が州レベルでも提供されている。ここでいう「代替エネルギーの使用」とは、アルコール、再生エネルギー、またはその他の適格とされる燃料の使用を指す（アルコールの場合は製造も控除の対象となる）。アルコール製造および使用に関しては、産業用に使われるエタノールやメタノールを対象としているプログラムが多い。再生エネルギーの税額控除は、風力や閉ループバイオマスによる電力を対象にしている。

アルコール製造や使用に関する税額控除を提供している州は、中西部やその他の農業が盛んな州に多い。税額控除は、エタノールやメタノール以外にも、天然ガス、エーテル、その他の燃料に適用される。アルコール製造に対する控除額の計算は、連邦税法上では対象燃料の生産量や抽出量を基に算出されるのに比べ、州税法上では燃料を生産、抽出するための生産設備の購入額に対して付与されることが多い。一方で、使用に対する控除額の算出方法は、適格となる燃料の使用料に一定の値を乗じて計算されることが多い。

再生エネルギーの税額控除は連邦税法上においては、風力と閉ループバイオマスによる電力に制限されているが、州レベルではその制限がかからない場合も多く見受けられる。

多くの州では、代替エネルギーを使用する車両と交換したり、購入したりした場合に税額控除を設けている。それらの州では都市部でスモッグなどの公害が問題となっていたり、環境に関する規制が厳しい州であることが多い。控除額は、代替エネルギーを使用する車両に交換したときの費用、または、新規に購入した車両の価格に一定の率を乗じて算出する方法が一般的である。

(5) 特定地区の経済の活性化を目的としたプログラム

多くの州で力を入れているプログラムのひとつが、州内の開発が必要な地域を活性化させる経済開発プログラムである。現在 30 以上の州が特定の経済開発地区を設定し、その地域への投資や地域内での事業活動に対して金銭的ベネフィットを付与するプログラムを設けている。

経済開発地区に設定されている領域の広さはさまざまであり、州全体の地域を対象にしている場合もあれば、都市の一部のみを経済開発地区に制定している場合もある。州では地域ごとに住民の所得レベルや失業率などを分析した上で、そのデータを基に対象となる地区を選定している。

経済開発地区に移転したり、指定地区内で事業拡張する企業への税額控除などは、通常、新規雇用に対して支払われる給与額や、対象地域への投資額を基準として算出されることが多い。新規雇用を基準とするプログラムの場合には、多くの州で、その給与額や労働時間、雇用期間、また、新規の従業員がその対象地区の住人であることなど、さまざまな必要条件を設けている。さらに、新規に雇う従業員が経済的に不利な立場にいることを必要条件の一つとしている州も多くある。ここでいう、「経済的に不利な立場」とは、児童扶養世帯補助金や生活保護を受給している、連邦の職業訓練を受けている、または、長期的に失業者であることなどが含まれる。

経済開発地区の税額控除などは、通常、企業が、設立・移転・拡張するときの初期段階の投資や雇用に対してのみ適用されるものである。

その他のプログラム

上記で述べたような所得税や事業税に対する税額控除などのプログラムだけではなく、売上使用税や資産税に対する税額控除を設けている州や地方自治体も多い。

(1) 売上使用税軽減のプログラム

このプログラムは、製造機器などの特定の資産を購入したときの売上使用税を減額するか、または、その購入に課される売上使用税を納税者の所得税と相殺する方法で付与されることが多い。売上使用税の免除や減額を州全体を対象に行っている州もあれば、特定の地域や事業のみを対象にしている州もある。州によっては、対象となる購入資産が、州内や特定地域内の業者から購入されることを必要条件としていることもある。

(2) 資産税軽減のプログラム

企業が事業を設立、拡張、移転する場合には、その州や地域でさまざまな種類の資産税の控除プログラムを提供することが多々ある。資産税プログラムには、免税期間、減税、評価率の削減、税額控除、支払いの延長、免税などが含まれる。これらのプログラムは特定期間を対象にすることが多く、対象企業の新規雇用や新規投資などと関連して付与されることが多い。資産税は主に地方自治体の管轄となるため、これらのプログラムの利用には、地方自治体と交渉することが必要となる。

上記以外にも、事業拠点のインフラ整備、光熱費の減額、移転費用の還元、従業員の研修や教育補助など、州や地方自治体で多様なプログラムがある。

2. 事例の紹介

イリノイ州食品加工会社の倉庫物件に関する企業誘致・事業奨励プログラムの適用事例

食品加工会社 A 社が事業拡張に伴い、新しい倉庫施設の建設プロジェクトを開始した。候補地とされた場所は、過去に工業用地として使用されていて、環境汚染が残っていた上に、アクセスもよくない土地であった。当初、市は、A 社に、企業誘致地域の奨励プログラムを利用して 80 万ドル程度の補助金を 10 年間に渡って与えることを提案し、その金額が当時のイリノイ州での奨励プログラムの限度額などを考慮した上での最大限の金額であると A 社に伝えた。

A 社は、より良い奨励プログラムの適用や補助金の可能性を専門家に相談し、その結果、一般的な誘致奨励プログラムではなく、TIF (Tax Increment Financing) の補助金の可能性について、市と交渉を進めることとなった。

TIF とは、開発途上である、もしくは再開発が必要な特定の地域を「TIF 地域」と認定し、新規の事業などを誘致することにより将来的に見込める追加の税収（例：不動産価値が上がることにより、地域の不動産税収が上がるなど）を試算し、それを基に土地開発を進める企業やプロジェクトに補助金を出すプログラムである。

当初、候補地は「TIF 地域」と認定されておらず、また、一企業のために「TIF 地域」を認定する事例も過去に無かったため、市の行政側も TIF の適用は難しいと考えていた。しかし、専門家が、将来的に見込まれる市の追加税収、地域の雇用の拡大、その他の経済的な効果を試算し、それをもって、市と粘り強く交渉することにより、2014 年 2 月に市議会により候補地の一帯が「TIF 地域」と認定された。その結果、A 社が TIF 補助金を利用することが可能となり、370 万ドルの補助金を 7 年間に渡って受け取ることとなった。また、「TIF 地域」が新しく設定されたため、A 社だけではなく、ほかの企業がその地域に事業を誘致する際にも、TIF 補助金を利用することが可能になった。

上記の事例以外にも、次のような企業誘致・事業奨励プログラムの適用事例がある。

- ウィスコンシン州での 85 万ドルの設備投資と 25 人の新規雇用プロジェクト

医療機器製造会社の工場拡張に関する交渉事例。その企業は、既存の工場の生産能力を拡張するにあたり、85 万ドルの設備投資と、25 人の新規雇用を生むという計画を持って、ウ

イスコンシン州と交渉をした。その結果、州所得税の税額控除額として 25 万ドルを獲得した。

- 製造工場の拡張案件。50 人の新規雇用と 300 人の雇用維持、そして 3,500 万ドルの投資のプロジェクト

アラバマ州にある製造業の工場拡張に関する税額控除の交渉事例。資産税控除や売上使用税の免除、州からの奨励金、そして光熱費の減額をパッケージとした優遇措置が適用された。優遇措置の合計は約 600 万ドル。

- シカゴ市での 1,100 人の雇用維持と、50 人の新規雇用を生む、1 億 2,000 万ドルの事業拡張プロジェクト

イリノイ州シカゴ市での電気部品製造会社の大きな投資計画。既存の製造工場の改修工事と新しいテクノロジーセンターをシカゴに建設。専門家がシカゴ市とイリノイ州と交渉したことにより、合計で 4,000 万ドルの優遇措置が適用された。この優遇措置は、州税の税額控除、州の奨励金と固定資産税の還付金で構成される。

- 3 億ドル規模の新しい食品工場の建設と 300 人の新規雇用を生むプロジェクト

グローバルトップ 1,000 の食品加工会社の新しい工場建設における奨励金や税額控除の交渉事例。当プロジェクトでは米国内のあらゆる場所が建設予定地として候補に上がったが、最終的にはメキシコ北部に決まった。交渉した結果の税額控除や奨励金の合計は、資産税控除や、州、連邦レベルの奨励金、賃金への補助金を含め、3,500 万ドル以上となった。（米国内候補州との交渉の結果、上記金額の奨励金などの適用を取り付けたが、最終的には、企業側の判断で米国内ではなく、メキシコ内に新工場を建設することとなった。）

3. 中西部の州の企業誘致・事業奨励プログラム

参考資料として、米国の中西部の 5 州、イリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、オハイオ州、ウィスコンシン州で利用可能な企業誘致・事業奨励プログラムの例を次に挙げる。（URL は 2016 年 3 月時点）

(1) イリノイ州

プログラムの種類・名称	適用条件・内容
州の経済拡大に寄与する企業へのプログラム 「Economic Development for a Growing Economy (EDGE)」	500 万ドル以上の設備投資と 25 人以上の新規雇用、もしくは従業員 100 人以下の企業の場合は 100 万ドル以上の設備投資と 5 人以上の新規雇用を行う企業が対象となる。新規雇用者の個人所得税源泉徴収分の一部と同等の金額が税控除額となる。 URL http://www.illinois.gov/dceo/ExpandRelocate/Incentives/taxassistance/Pages/EDGE.aspx
州経済効果に影響を与える企業へのプログラム 「High Impact Business (HIB)」	州政府は大きな経済効果が見込まれるプロジェクトに対して税控除や免税措置を提供する権限を持つ。対象となる企業は、1,200 万ドルの設備投資と 500 人の新規雇用、または 3,000 万ドルの設備投資と 1,500 人の雇用維持を行う必要があり、また、企業誘致地域 (Enterprise Zone) の外でその開発プロジェクトを行うことが要件となる。 URL http://www.illinois.gov/dceo/ExpandRelocate/Incentives/taxassistance/Pages/HIB.aspx
雇用促進と研修へのプログラム 「Employer Training Investment Program (ETIP)」	新規雇用一人に対して最大 500 ドルの補助金を提供する。この補助金は、新規または事業拡張する企業の従業員の研修費用の最大 50%までの費用を払い戻す方法で提供される。 URL http://www.illinois.gov/dceo/ExpandRelocate/Incentives/grants/Pages/ETIP-IncentiveComponent.aspx

(2) インディアナ州

プログラムの種類・名称	適用条件・内容
州の経済拡大に寄与する企業へのプログラム 「Economic Development for a Growing Economy (EDGE)」	このプログラムの対象企業は、インディアナ州で新規雇用を創出するか、現存の雇用を維持する必要がある。インディアナ州内での雇用者純増加数の個人所得税源泉徴収分の一部と同等の金額が税控除額となる。最大で 10 年間適用される。当控除額が雇用を維持するために使われる場合は、その職種の給与額が平均以上である必要がある。 URL http://iedc.in.gov/incentives/economic-development-for-a-growing-economy-tax-credit/home
設備投資への税額控除プログラム 「Hoosier Business Investment Tax Credit Program」	適格設備投資の規模に基づいて、法人所得税に対する税額控除を適用する。最終的な控除額はインディアナ州エコノミック・ディベロップメント・コーポレーションにより決定されるが、最大で設備投資額の 10% が控除額となり、9 年間繰り越しが可能。 URL http://iedc.in.gov/incentives/hoosier-business-investment-tax-credit/home
本社機能移転に対する税額控除 「Headquarters Relocation Tax Credit」	本社をインディアナ州に移設し、その結果 75 人以上の新規雇用を創出する場合は、移設費用の 50% の税額控除を受けることが可能。 URL http://proxy.in.gov/tax-credits-exemptions/headquarters-relocation-tax-credit

(3) ミシガン州

プログラムの種類・名称	適用条件・内容
事業開発プログラム 「Michigan Business Development Program」	50 人以上の適格職種の新規雇用、または、適格投資をミシガン州にて行った場合は、その成果に基づいた補助金を提供している。 URL http://www.michiganbusiness.org/michigan-business-development-program-projects/

(4) オハイオ州

プログラムの種類・名称	適用条件・内容
雇用創出税額控除プログラム 「Job Creation Tax Credit」	3年以内に10人の雇用数純増加、年間給与支払高が66万ドル以上、および、最低賃金の要件に適合する企業に対して、還付が可能な税額控除を提供する。新規雇用者の個人所得税源泉徴収分の一部と同等の金額が税額控除額となる。 URL https://development.ohio.gov/bs/bs_jctc.htm
経済開発助成プログラム 「Economic Development Grants」	製造、研究開発、ハイテクノロジー、本社、流通に関するプロジェクトに対して補助金を提供。この補助金は、大きな雇用創出や雇用維持に繋がるプロジェクトのための、機械や設備の購入、建物の建設や購入、インフラの改良や固定資産の改良などに利用できる。補助金の決定は、雇用創出、追加給与支払高、固定資産投資の誓約、プロジェクトの投資対効果、プロジェクトが行われる場所などのさまざまな要素を踏まえて判断される。 URL https://development.ohio.gov/bs/bs_busgrantsloans.htm
研修費の助成金プログラム 「Workforce Grant」	インストラクターの給与や、教材、出張費など、特定の研修関連費用の最大50%までを払い戻しする。 URL http://jobs-ohio.com/why-ohio/incentives/

(5) ウィスコンシン州

プログラムの種類・名称	適用条件・内容
特定経済地区の開発機会奨励プログラム 「Development Opportunity Zone Credits」 1. 雇用に関する控除 「Jobs Credit」	特定地区内の新規フルタイムの雇用に対しての税額控除プログラム。雇用開始から初年度と2年目の賃金の10%または最大600ドル/年が税額控除となる。特定の経済地区内の雇用（フルタイムの既存・新規雇用）に対して、最大6,000～8,000ドル（雇用された従業員が奨励雇用の対象となっているかにより金額は異なる）の税額控除を適用。一人当たりの控除金額は企業側と行政側との交渉により決定される。 URL http://inwisconsin.com/inside-wedc/transparency/programs/development-opportunity-zone/
2. 動産投資に関する控除 「Personal Property Investment Credit」	特定の経済地区内での償却対象動産の購入費用の2.5%税額控除の対象となる。 URL http://inwisconsin.com/inside-wedc/transparency/programs/development-opportunity-zone/

4. 対米投資関係情報

(1) セレクト USA

<http://selectusa.commerce.gov/>

(2) 米国州政府協会

<http://www.asoajapan.org/jpn/index.html>

5. 中西部 5 州の関係機関情報

(1) イリノイ州

Illinois Department of Commerce & Economic Opportunity

<http://www.illinois.gov/dceo/ExpandRelocate/ForeignDirectInvestment/Pages/default.aspx>

(2) インディアナ州

① INVEST Indiana

<http://www.invest-ind.com/index.html>

② Indiana Economic Development Corporation (IEDC)

<http://www.iedc.in.gov/>

(3) ミシガン州

① Invest Michigan

<http://investmichigan.org/>

② Michigan Economic Development Corporation (MEDC)

<http://www.michiganbusiness.org>

(4) オハイオ州

① Jobs Ohio

<http://jobs-ohio.com/international/japan/>

② Columbus 2020

<http://columbusregion.com/Columbus2020.aspx>

(5) ウィスコンシン州

Wisconsin Economic Development Corporation

<http://inwisconsin.com/invest/>